

ペットの海外渡航 手続きチェックリスト

犬・猫を連れて海外へ渡航される方と、はじめて手続きに関わる獣医師のための作業リストです。

古谷動物病院（東京都品川区旗の台）／TEL 03-3788-4688 ※このリストは日本側の手続きです。渡航先の入国条件は別途ご確認ください。

飼い主さまのお名前		ご連絡先	
その子のお名前		犬・猫／生年月日	
マイクロチップ番号		装着年月日	
渡航先の国・地域		出発予定日	
帰国の予定	あり（ 年 月ごろ） ・ 未定 ・ なし ／ 渡航目的：		

いちばん大事なこと。帰国の可能性が少しでもあるなら（未定でも）、**出国する前に狂犬病抗体価検査まで済ませてください**。済ませておけば帰国時の180日待機が不要になり、済ませずに出ると帰国のために現地で一からやり直すことになります。この差は半年近くになります。

飼い主

ご自身が動く作業

動物病院

当院で行う処置・書類

期限

期限のある作業

PHASE 0 まず決めること・調べること

- ☐

飼い主

 渡航先の入国条件を確認する
- 確認先は相手国の動物検疫機関、または日本にある相手国大使館（外務省の駐日外国公館リストから探せます）。事前許可（インポートパーミット）の要否／マイクロチップの規格／狂犬病予防接種の条件／狂犬病以外の予防接種／内部・外部寄生虫の駆虫と実施時期／血清検査の要否／在住証明の要否／英文健康診断書の記載事項。**当院では代行できません。**
- ☐

飼い主

 日本へ帰る可能性があるかを考える
- ここが最大の分かれ道です。可能性が少しでもあるなら、出国前に抗体価検査まで行います。
- ☐

飼い主

 航空会社の条件を確認する
- ケージの規格、事前予約の要否、季節や犬種による制限など。とくに短頭種は取り扱いが制限されることがあります。ルートを決める前に。
- ☐

動物病院

 記録を確認し、どのパターンかを判定する
- マイクロチップの装着日と接種日が分かれば判定できます。**来院不要**。公式LINEに注射済票などの写真をお送りください。

PHASE 1 動物病院で行うこと

順番は入れ替えられません。とくに「マイクロチップ→狂犬病予防注射」の順序は絶対です。逆になると、その接種は無効になります。

※すでに「マイクロチップ装着後」かつ「30日以上前・1年以内」の接種があれば、それを1回目として数えられます。その場合は下の②を飛ばし、当日の接種が③（2回目）になります。

※採血は2回目の接種から約2週間後が基本です（検査機関の適期に合わせています）。出発まで日がない場合は接種と同日の採血も可能ですが、抗体価が基準に届かず再検査になるリスクは上がります。

☐ 動物病院 ① マイクロチップの装着・読み取り確認

ISO 11784／11785適合。番号が確実に読めることを確認。前6桁が「900202」のものは当面認められません。

手元に残るもの：マイクロチップ装着証明書（規格・番号・装着年月日・装着部位） 実施日

☐ 動物病院 ② 狂犬病予防注射（1回目）

マイクロチップ装着後（同日可）、生後91日齢以降。不活化ワクチンまたは組換え型ワクチン（生ワクチン・RNAワクチンは不可）。

手元に残るもの：狂犬病予防注射済証（マイクロチップ番号を記載） 実施日

☐ 動物病院 ③ 狂犬病予防注射（2回目）

1回目の接種日を0日目として30日以上あけ、かつ1回目の有効免疫期間内（国内のワクチンはどの製品も1年間）。

手元に残るもの：狂犬病予防注射済証（2回分） 実施日

☐ 動物病院 ④ 狂犬病抗体価検査の採血・発送

2回目の接種から約2週間あけて採血します（検査機関が「接種後約2週間経過頃が適期」としているため。抗体が上がりきってから採血すると再検査を避けられます）。渡航まで時間の余裕がない場合は同日採血も可能です。送り先は一般財団法人 生物科学安全研究所（国内で唯一の指定検査施設）。発送前に検査施設へ連絡し、申請書・容器の表示方法・血清分離の要否・輸送方法を確認します。採血時にマイクロチップを読み取り個体確認。0.5 IU/ml以上が必要で、有効期間は採血日から2年間。結果までの目安は検体到着から約2週間。渡航先がハワイ・台湾の場合は、別紙に「ハワイ州渡航」「台湾渡航」と明記して同封（無いと相手先の形式で処理されません）。

この検査は前払いです。1検体15,000円（税込）を先に銀行振込し（現金・カード不可）、振込証の写しを検体・申請書と同封します。忘れ忘れ・金額不足があると証明書が発行されません。

手元に残るもの：狂犬病抗体価検査の結果通知書 採血日

☐ 飼い主 ⑤ 検査結果の通知書を受け取る

目安は検体到着から約2週間。結果が届けば出国できます。ここで180日待つ必要はありません。 受領日

検査機関へ送るもの（4点を1つの箱に）

☐ 血清（1mL／1頭） ※冷蔵便。容器にマイクロチップ番号とペット名を記載

☐ 狂犬病抗体検査証明書（兼申請書） ※検査機関サイトの最新様式をA4に印刷。採血した獣医師の直筆サインが必要。この用紙が証明書の原本になります

☐ 検査料金の振込証の写し ※前払い。これが無いと検査が進みません

☐ 別紙のメモ ※ハワイ州渡航／台湾渡航、証明書の送付先を動物病院にする場合など

事前の予約は不要です。検査料金は1検体15,000円（税込）、支払いは銀行振込のみ（インターネットバンキング可／現金・クレジットカードは不可）。振込先と申請書の様式は www.riasbt.jp/pages/51/ でご確認ください。盲導犬・介助犬・聴導犬、公的機関から申請を受けた救助犬は料金が免除されます。

PHASE 2 出国の手続き

☐ 飼い主 出発の14日前まで 輸出検査を申請・予約する

NACCS（動物検疫関連業務）で申請。証明書類を添付し、**検査の希望日時を備考欄に必ず記入**します。NACCSが使えない場合は申請書をメール添付（合計14MBまで）。オーストラリアやEU加盟国など、輸出検疫証明書に獣医師の署名を要する国は獣医師家畜防疫官の検査が必要で予約枠に限られます。代理人が行う場合は所有者が作成した委任状が必要。**2027年1月1日以降に出発する犬は、この14日前までの申請が法令上の義務になります**（家畜伝染病予防法施行規則の改正）。猫も提出期限は同じです。 申請日

☐ 飼い主 書類の事前確認を依頼する（強くおすすめ）

出発する空港（港）の動物検疫所へ、必要書類やその下書きをメールで送って事前確認を依頼できます。当日の不備によるやり直しを防ぐ、いちばん確実な方法です。

☐ 動物病院 相手国が指定する期間内 出発直前の処置と書類を受ける

相手国が求める駆虫や英文健康診断書は「出発前〇日以内」と期間が指定されていることがほとんどです。**この時期にもう一度ご来院いただきます。** 実施日

☐ 飼い主 出発10日以内 輸出検査を受ける

ペットと一緒に動物検疫所へ。検査は30分～1時間程度。

手元に残るもの：英文の輸出検疫証明書（コピーも同時に発行されます） 検査日

英文健康診断書に記載する内容（動物病院が発行）

- ☐ 個体情報（品種・性別・毛色・生年月日・マイクロチップ番号）
- ☐ 発行年月日
- ☐ 発行する動物病院の名称・所在地・電話番号
- ☐ 発行獣医師の氏名
- ☐ 健康であること、または狂犬病（犬はレプトスピラ症も）にかかっている疑いがないこと
- ☐ 狂犬病予防接種年月日、その他の予防接種年月日、内部寄生虫・外部寄生虫の駆除（相手国が入国条件としている場合）

輸出検査に持っていくもの（すべて原本）

- ☐ 輸出検査申請書（NACCSで申請した場合は申請番号のみ伝えれば可）
- ☐ 相手国の入国条件で必要となる書類
- ☐ 獣医師発行のマイクロチップ装着証明書（規格・番号・装着年月日・装着部位）
- ☐ 獣医師発行の狂犬病予防注射済証（2回分。マイクロチップ番号を記載してもらう）
- ☐ 指定検査施設発行の狂犬病抗体価検査の結果通知書
- ☐ 獣医師発行の健康診断書（必要な場合）
- ☐ その他、動物検疫所から案内された書類
- ☐ ご自身の写真付き身分証明書
- ☐ ペット本人

書類は**後から消せないペン**で記入してください。鉛筆や消せるペンは認められません。氏名・住所・動物の名前は**ローマ字**で記入します。

PHASE 3・4 滞在中と、帰国のとき

☐ **飼い主** 狂犬病予防注射の有効免疫期間を切らさない

切れる前に渡航先で追加接種を続けます。一度でも切らすと、2回の予防注射と抗体価検査をやり直したうえで、渡航先で採血日から180日間の待機が必要になります。渡航前に、滞在先で接種を受けられる動物病院を調べておきましょう。

☐ **飼い主** 抗体価検査の有効期間（採血日から2年）を超えるなら、現地で再採血する

0.5 IU/ml以上であれば、この場合も180日の待機は不要です。

☐ **飼い主** 到着予定日の40日前まで 日本への事前届出をする

到着予定の空海港を管轄する動物検疫所へNACCSで届け出ます。原則としてこれを過ぎた届出は受理されません。航空便が未定でも「未定」で提出でき、決まり次第に変更届出をします。犬が入国できる空海港は限られています。

手元に残るもの：届出受理書（届出受理番号） 届出日

☐ **飼い主** 出国前10日以内 現地で出国前の検査を受け、証明書を取得する

狂犬病（犬はレプトスピラ症も）にかかっている疑いがないことについて検査を受けます。

手元に残るもの：輸出国政府機関発行の証明書（原本）

☐ **飼い主** 日本到着後、輸入検査を受ける

書類と個体に問題がなければ係留は12時間以内で終わり、輸入検疫証明書が交付されます。不備があると不足日数のあいだ係留されます（最長180日）。

逆算スケジュール記入欄

出発予定日から逆算して、予定日を書き込んでください。ご相談いただければ、一緒に埋めます。

やること	予定日	実施日
渡航先の入国条件を確認する		
マイクロチップの装着・確認		
狂犬病予防注射（1回目）		
狂犬病予防注射（2回目）※1回目から30日以上		
狂犬病抗体価検査の採血		
検査結果の受領		
輸出検査の申請（出発14日前まで）		
出発前の受診（駆虫・英文健康診断書）		
輸出検査（出発10日以内）		
出発		
帰国の事前届出（到着40日前まで）		
現地での出国前検査（出国前10日以内）		
帰国		

用語メモ

NACCS（ナックス）

輸出入・港湾関連の手続きをオンラインで行うシステム。動物検疫の申請・届出もここから行います。利用が難しい場合は様式をダウンロードして電子メールで提出できます。

有効免疫期間

接種したワクチンの効果が持続する期間。ワクチンの使用期限とは別です。国内で使われている狂犬病ワクチンは、どの製品でも1年間とされています。

輸出検疫証明書

日本を出国するために動物検疫所が交付する英文の証明書。動物病院が発行するものではありません。

届出受理書

帰国時の事前届出（到着40日前まで）を提出し、問題がなければ交付される書類。記載された受理番号が到着時に必要です。

指定地域

農林水産大臣が指定する狂犬病の清浄国・地域。アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアムの6地域。ここからの入国は抗体価検査も180日の待機も不要です。

係留（けいりゅう）検査

条件に不備がある場合に、動物検疫所の施設で一定期間預かって行う検査。条件を満たしていれば12時間以内、不備があると最長180日です。

調べるとき・困ったときの窓口

日本側の手続き全般	動物検疫所「ペットの輸出入」 www.maff.go.jp/aqs/animal/index.html
相手国の入国条件	相手国の動物検疫機関／外務省「駐日外国公館リスト」 www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html
申請・届出の宛先	動物検疫所「ペットの輸出入問合せ先」 www.maff.go.jp/aqs/sosiki/contact.html
抗体価検査の窓口	一般財団法人 生物科学安全研究所「狂犬病抗体検査について」 www.riasbt.jp/pages/51/
獣医師向けの案内	動物検疫所「診療獣医師の皆様へ」 www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/for_vet.html
当院のご相談	古谷動物病院 TEL 03-3788-4688／公式LINE・オンライン診療でもご相談いただけます

ひとりで抱えないでください。マイクロチップと接種の記録さえあれば、いま何をすべきかはこちらで判断できます。公式LINEに記録の写真を送っていただくか、オンライン診療でご相談ください。
くわしい解説は当院サイトの「ペットの海外渡航」（furuya-ac.co.jp/overseas-travel）をご覧ください。渡航先別のシミュレーション、手続きの詳細、調べものの用のリンク集もご用意しています。

このチェックリストは、農林水産省 動物検疫所の公表資料にもとづいて古谷動物病院が作成したものです（2026年8月時点）。**制度は改定されることがあります。いつ変わるかは事前に分かりません。**実際の手続きの際は、動物検疫所および相手国の機関で最新の情報を必ずご確認ください。日本側の一次情報＝動物検疫所「ペットの輸出入」 www.maff.go.jp/aqs/animal/index.html。渡航先の入国条件は国ごとに異なり、当院では確認を代行できません。